


## 監 査 報 告 書

令和6年4月18日

一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構

監 事 黒井一寿 

私は、一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構定款第54条の規定に基づき、令和5年度（第8期 令和5年4月1日～令和5年2月29日）における会計及び業務の監査を実施しましたので、その結果を以下のとおり報告します。

## 記

## 1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等から職務の執行状況について説明を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに類する資料の調査を行い、当該事業年度にかかる計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査の意見

## (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。

② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上